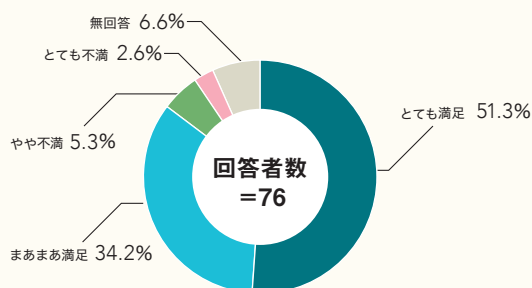


概要版

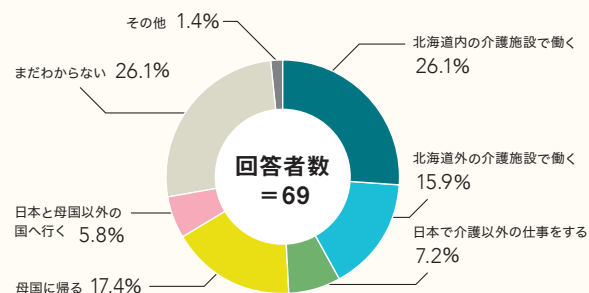
外国人介護人材の受入れを本気で考えてみませんか

介護人材が慢性的に不足する中、選択肢の一つとして外国人介護人材の受入れを考えてみませんか？アンケート調査の結果によると、道内で働く外国人、受け入れた介護事業者ともに満足度が高く、今後も北海道で継続的に働きたい外国人も一定数いることがわかりました。

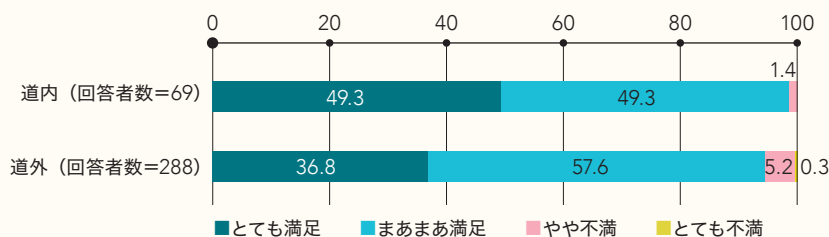
受入れた外国人介護人材への評価



道内外国人介護人材の将来の予定について



現在の仕事への満足度



採用活動を始める前に必要な心構え

- ① 外国人から「選ばれる」立場であることを理解しましょう。
- ② 外国人が求めていることは、日本人の若者と同じだとシンプルに考えましょう。
- ③ 外国人の一番の理解者になり、頼られる存在になりましょう。
- ④ 外国人の確保において、冬季の課題で北海道が不利な状況にあることを理解しましょう。
- ⑤ 戦略的に外国人雇用を考えましょう(事前準備が大事)。
- ⑥ 監理団体・登録支援機関をしっかり見極めましょう。
- ⑦ 外国人の立場から物事を考えるという視点を入れましょう。

採用ニーズに合わせて4つの資格を検討しましょう

外国人を受入れ可能な資格は主に在留資格「介護」、技能実習、特定技能、EPAがあります。

① 時間をかけても、確実に質の高い人材(介護福祉士)を確保したい

⇒ 在留資格「介護」(マニュアル本文12～13ページをご参照)

留意点	採用までの所要期間 ^{※1}	初期費用/人 ^{※2}	定期費用/人 ^{※3}
<ul style="list-style-type: none"> ● 専門学校での勉強(2年間～)への支援が必要 ● 日本人と同様、転職リスクがあり 	2年間～	200万～500万	日本人同様

② まず確実に3～5年働ける人材を確保したい

⇒ 技能実習(介護)(マニュアル本文14～17ページをご参照)

留意点	採用までの所要期間 ^{※1}	初期費用/人 ^{※2}	定期費用/人 ^{※3}
<ul style="list-style-type: none"> ● 4つの資格のうち、人材の質が一番担保できない ● 技能実習3～5年の後、特定技能(5年)等による継続雇用が可能 	6か月間	50万～85万	3.7万/月

③ 即戦力となりうる人材を短期間に確保したい

⇒ 特定技能1号(介護)(マニュアル本文18～21ページをご参照)

留意点	採用までの所要期間 ^{※1}	初期費用/人 ^{※2}	定期費用/人 ^{※3}
<ul style="list-style-type: none"> ● まだ実績が少なく、人気のない地域には不利 ● 転職が可能で、企業努力が大事 	3か月間	15万～45万	2.3万/月

④ 国は限定されるが母国で看護や介護の勉強を経験した人材を確保したい

⇒ EPA介護福祉士候補者(マニュアル本文10～11ページをご参照)

留意点	採用までの所要期間 ^{※1}	初期費用/人 ^{※2}	定期費用/人 ^{※3}
<ul style="list-style-type: none"> ● 数が非常に少ない、マッチング成功は3割程度 ● 母国で看護系の学校を卒業したのみで、日本語能力は保証できない 	1年間～	42万～60万	2万/年

※1: 採用までの所要期間は今般の調査結果に基づいて作成したものです。在留資格「介護」は介護福祉士養成施設の修業年限、技能実習(介護)は監理団体に、特定技能1号(介護)は登録支援機関に、EPA介護福祉士候補者は公益社団法人国際厚生事業団に人材の斡旋を依頼する場合のおおよその目安を提示しております。

※2: 初期費用は今般の調査結果に基づいて作成したものです。在留資格「介護」は介護福祉士養成施設の留学生を支援する奨学金、技能実習(介護)は監理団体に支払う初期費用、特定技能1号(介護)は登録支援機関に支払う初期費用、EPA介護福祉士候補者は公益社団法人国際厚生事業団に支払う初期費用の目安を提示しております。そのほか、外国人の居住環境の整備費や外国人の家賃・光熱費の補助費、海外面接の場合の渡航費等の費用は、各法人の独自判断となります。

※3: 定期費用は斡旋機関を利用する場合の定期的な管理費を提示しております。

4つの資格の比較一覧表

	EPA	在留資格「介護」	技能実習	特定技能
制度開始	2008年7月1日	2017年9月1日	2017年11月1日	2019年4月1日
制度の目的	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的な分野 に対する外国人の受入れ	国際貢献として、日本 から相手国への技術 移転	介護現場の人手不足 をカバーするため、一 定の専門性と技術を持 つ外国人の受入れ
送出国	ベトナム、フィリピン、 インドネシア	制限なし	制限なし	制限なし
勤務できるサービスの制限	制限あり	制限なし	制限あり (訪問系不可)	制限あり (訪問系不可)
介護福祉士資格	なし※1	あり	なし	なし
就労期間	・介護福祉士取得前：原則4年 ・介護福祉士取得後：永続的	永続的	最長5年	最長5年
斡旋機関	公益社団法人国際厚生事業団 (必須)	なし (独自採用)	監理団体型：98.4% 企業単独型：1.6%※2	登録支援機関 (必須ではない※3)
人材の居住地	海外のみ	国内が多い	海外のみ	海外も国内もOK
採用ルート	海外から	指定なし	海外から	指定なし
外国人日本語能力の目安	大多数は就労開始時点で日本語能力試験N3※4程度	N2以上※5	N4程度	N4以上及び介護業務に必要な日本語能力
人員基準に含まれるまでの期間	日本語能力試験N2以上は就労開始から、N2未満は就労6か月後	就労開始から	N2以上は就労開始から、N2未満は就労6か月後	就労開始から
夜勤の可否	・介護福祉士取得前：△※6 ・介護福祉士取得後：○	○	条件付きで可能	○
人数制限	1か国1年間に2～5名	制限なし	常勤職員の総数に応じた人数枠	常勤の介護職員の総数を超えない
家族帯同	・介護福祉士取得前：× ・介護福祉士取得後：○	○	×	×
転職	・介護福祉士取得前：× ・介護福祉士取得後：○	○	×	○

※1：介護福祉士国家資格の取得が目的で、それに向けた施設側の支援が義務となっています。

※2：数字は外国人技能実習機構（令和3年度）の統計によるものです。

※3：登録支援機関に全部あるいは一部委託するのが主流です。

※4：日本語能力試験は外国人の日本語の目安の判断基準としてよく使われるものです。この試験は5つのレベルがあり、N5からN1までの順番で日本語の能力が高くなります。

※5：日本語能力試験N2の合格は一部の介護福祉士養成施設の入学要件となっています。

※6：雇用して6か月経過あるいは日本語能力試験N1またはN2が条件となっています。

監理団体と登録支援機関の選定チェックポイント

①	<p>地域に密着しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 道内に事業所や職員がない場合、来道する際の出張費等のコストがかかる。また、緊急事態が発生した場合にすぐ対応できない可能性がある。 道内での生活経験等がない担当者や、地元の状況を把握していない担当者に要注意。
②	<p>実際に対応できる職員は常勤しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係のない駐在員を使い、書類のみ作成して完了するケースに要注意。 実際に北海道での勤務者が1人しかいないこともあるので、職員が充足しているかを要確認。
③	<p>母国語を話す職員はいるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給料等の重要事項やトラブルが発生した際には外国人に母国語での説明が不可欠なので、母国語で対応できる体制があるかを要確認。
④	<p>契約している海外の送出機関が信頼できるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 送出機関との間に中間の悪質ブローカーが入り、外国人に多額の借金を負わせるケースに要注意。 同一人物なのに、違う大学の名前で違う人物として提示されたケースもあったので、送出機関に提供された情報を要確認。 聞かなければ「答えてくれない、教えてくれない」ことが多数で、推薦された外国人について、積極的に質問を投げかけて情報を収集することが大事。
⑤	<p>海外現地訪問をする際に、常識を超える接待を受けていないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 悪質な斡旋機関が送出機関に「キックバック・旅費・桃色接待を要求」するケースが散見。それらの費用は全て来日希望外国人に負担される可能性が高いため、接待を受けたときに要注意。
⑥	<p>費用の項目に詳細な内容を明確に記載しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通費（対応できる移動範囲や人数）の認識違いで追加の費用が発生したり、外国人の官公庁の手続きが1回で済まなかったことで追加対応したりする場合もあるので、費用を事前に明確に確認することが必要。
⑦	<p>経験のある施設の評判はどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 該当団体や機関を利用した実績のある介護事業者に情報を確認するのが、有効策の一つ。
⑧	<p>過去に介護関連の実績があるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護分野に実績がない、詳しくもない団体や機関なら、より一層徹底的に情報収集が必要。
⑨	<p>技能実習の制度を正しく理解できているか。（技能実習の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者の斡旋のみPRし、技能実習の目的を伝えない団体に要注意。 外国人の人権に配慮しない団体に要注意。 脱法的な方法を提示している団体に要注意
⑩	<p>入国後講習はどのように実施しているか。（技能実習の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> 入国後講習について、国では団体自らあるいは外部に委託可能となっている。委託の場合は、適切なところに委託されているかどうかを要確認。 講習の実施先で外国人に対して食事の提供が悪いケースもあったので、講習の実施環境を要確認。

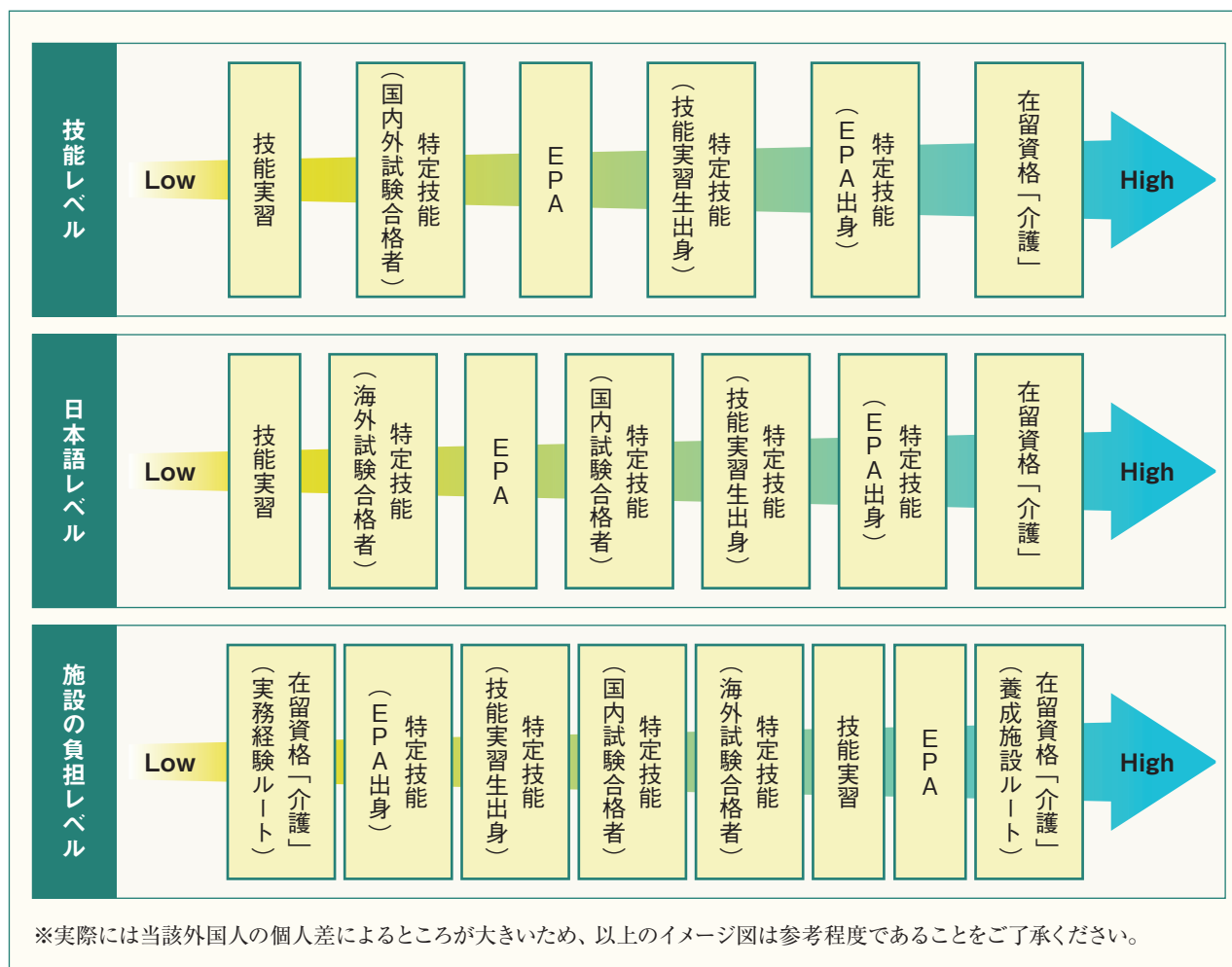
道内介護事業者に対応可能な
監理団体の一覧表



道内介護事業者に対応可能な
登録支援機関の一覧表



4つの資格に関するレベルのイメージ



北海道における外国人介護人材受入れに関するマニュアル

マニュアル本文はこちらをご確認ください。



2023年3月発行

発行 株式会社北海道二十一世紀総合研究所

住所 北海道札幌市中央区大通西3丁目11番地 北洋ビル

本マニュアルは、厚生労働省令和4年度老人保健健康増進等事業「北海道における外国人介護人材受入れに関するマニュアル作成等に係る調査研究事業」において作成されたものです。

問い合わせ窓口

株式会社北海道二十一世紀総合研究所 調査研究部

劉 曉萃 (リュウ シャオピン)

TEL: 011-231-3053 / Email: liu@htri.co.jp

※本マニュアルや北海道内の外国人介護人材の受入れについて、お気軽にご連絡ください。